

日刊 動力車労働千葉



No. 3143

賃下げ・出向なしの

1.18ストを
闘いぬこう

60才定年を!

〇の理不尽 ゆるせない

東日本旅客会社は、十二月二七日「定年延長等の実施について」を提案してきた。おもな内容は、次のようになっている。

- 一(定年)定年は、満六十才とする。
- 二(人事上の取扱い等)
 - ①満五才以上の者は原則として関連事業等への出向、②現業機関の長、助役、非現業の係長以上の五才以上は原則として配置しない、③五才以上は昇進(昇職・昇格)は行わない、④昇進試験の受験資格はない。
- 三(賃金等の取扱い)
 - ①基本給は五五才に達する月末の基本給の一〇〇分の七五、②定期昇給は実施しない、③ベアは実施、④退職手当算定基礎給は五五才に達する月末の基本給月額から第二基本給を減じた額。
- 四(整理退職等の場合の退職手当)
 - ①整理退職等の定め(略)②特別昇給は(ア)勤続十年以上は四号俸(イ)効績章受賞又は勤続二五年以上の者は更に四号俸③④早期退職優遇制度の設置(別表1)
- 五(実施時期)九〇年四月一日から
- 六(特例措置)八九年度中退職者は、年度未満

別表1 (4月1日以降)

50才	20%+500万円
51才	18%
52才	16%
53才	14%
54才	12%
55才	10%+300万円 (本年度は適用なし)

別表2 (1月31日~3月31日)

50才	20%+500万円
51才	18%+300万円
52才	16%+300万円
53才	14%+300万円
54才	12%+300万円

五四才以下の社員に限り、一月三一日から実施、早期退職優遇制度は(別表2)。

以上となつてゐる。詳細は交渉ニュースを参照して下さい。

更に「別紙」として、出向の取扱いは出向規定によ

働ける労働条件の確立も

この提案は、昨年の国会で年金法案が改悪され、年金支給年令が六十才となつたため、現行の五五才定年制では五年間の空白が生じるところからなされたものである。しかし、「延長」という標題とはウラハラに、現実的には「若年退職勧奨」の内容となつてゐる。われわれは六十才まで安心して働ける労働条件、職場環境を要求して闘つていかなければならない。

この提案は、昨年の国会で年金法案が改悪され、年金支給年令が六十才となつたため、現行の五五才定年制では五年間の空白が生じるところからなされたものである。しかし、「延長」という標題とはウラハラに、現実的には「若年退職勧奨」の内容となつてゐる。われわれは六十才まで安心して働ける労働条件、職場環境を要求して闘つていかなければならない。

この制度の問題点は、六十才定年延長をうちだしながら、実際は五十才定年制の導入とも言うべき若年退職制度に道を開くものである。現行では東日本は、十八才入社の五五才退職の

これでは本来の定年延長とはかけはなれたものとなり、五十才定年制ともいふべきものに変質してしまうのだ。当局は団体交渉で「早く新規採用を取りたい」

更にこの制度は強制出向を確立する攻撃である。現在動力車労働組合は、当局による強制出向につながるものとして、出向協定は締結していないが、この制度によって強制出向を制度化しようとするものである。われわれは本人の希望によらない転職・出向は認められない。このように、今回の定年延長とは、延長というより、退職と出向に道を開くものと言わざるをえない。六十才まで安心して働ける労働条件と退職条件の確立へ、一、一八ストライキを突破口に闘いに立ち上がる。

一八ストライキを闘う

団旗掲げらきに結集を!
一月十三日(土) 十三時
労働者福祉センター